

蒲生野中学校同窓会会則：新旧対照表

	現 行	改正案	備 考
第1条	本会は京都府船井郡丹波町立蒲生野中学校同窓会と称する。	本会は、 <u>京都府船井郡京丹波町立蒲生野中学校</u> 同窓会と称する。	町村合併による町名変更
第2条	本会は事務所を蒲生野中学校に置く。	本会は、 <u>事務局</u> を蒲生野中学校 <u>内</u> に置く。	文言整理
第3条	本会は下記の会員を以つて組織する <ul style="list-style-type: none"> 1、正 会 員 蒲生野中学校卒業生 1、賛助会員 蒲生野中学校現職員 1、客 員 蒲生野中学校旧職員並びに本会に縁故のあるもの 	<u>第4条</u> 本会の会員は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1、正 会 員 蒲生野中学校卒業生 <u>2</u>、賛助会員 蒲生野中学校現職員 <u>3</u>、客 員 蒲生野中学校旧職員並びに本会に縁故のあるもの 	文言整理
第4条	本会は母校との連絡を保ち会員相互の親睦と修養をはかり母校発展に資することを以つて目的とする。 <ul style="list-style-type: none"> <u>1、会員の親睦修養の会</u> <u>1、会誌及会員名簿の発行</u> <u>1、会員の慶弔、恩師の謝恩</u> <u>1、母校の後援</u> <u>1、その他必要と認める事項</u> 	<u>第3条</u> 本会は、 <u>会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与すること</u> を目的とする。 (抹消)	文言整理 抹消した事項は、本会の目的に含まれるものとするため
第5条	本会は <u>母校との連絡と本会の運営を期す為</u> 下の役員を置く。	<u>第5条</u> 本会に次の役員を置く。 会長1名 副会長 <u>1</u> 名 庶務1名 会計1名	実態にあった組織体制を構築するため

	<p>1、会 長 1名 1、副 会 長 男女各1名 1、会 計 1名 1、会計監査 3名 1、理 事 若干名（<u>但し3名は賛助会 員</u>） <u>1、評 議 員 若干名</u> <u>1、年次会員 各年次毎に男女各1名</u></p>	<p><u>監事2名 理事若干名（一部抹消）</u></p> <p>(抹消) (抹消)</p>	
<p>第6条</p>	<p>本会は現職蒲生野中学校長、同育友会長、丹波町教育委員会教育長を顧問に推す。</p>	<p><u>第14条</u> 本会に<u>顧問に置くことができる。</u></p> <p><u>第15条</u> <u>顧問は本会の運営に対し助言を与える。</u></p>	<p>実態にあった組織体制を構築するため</p> <p>顧問の役割を明確にするため</p>
<p>第7条</p>	<p>本会役員を選任は次の方法による。</p> <p>1、会長、副会長及び会計監査は総会に於て正会員中より選出する。</p> <p>1、理事は正会員、賛助会員中より年次委員は同年次会員中より会長が委嘱する。</p> <p>1、評議員は正会員中より町村別に選出する。</p> <p>1、会計は正会員中より会長が委嘱する。</p>	<p><u>第6条</u> 本会役員を選任は、次の方法による。</p> <p>1、会長、<u>監事及び理事</u>は総会に於いて正会員より選出する。</p> <p>2、副会長は現職校長とする。</p> <p><u>3、庶務、会計は現職教頭とする。</u></p> <p>(抹消) (抹消)</p>	<p>文言整理 実態にあった組織体制を構築するため</p>

<p>第8条</p>	<p>本会役員の任務は次の通りとする。</p> <p>1、会長は本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>1、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。</p> <p>1、会計は会計事務一切を処理する。</p> <p>1、会計監査は本会々計一切を監査する。</p> <p>1、理事は会務を分掌し、その運営に当たる。</p> <p>1、評議員は本会の予算決算並びに会務執行に関する重要事項の審議。所属町村に関する事務の処理。本部、町村間の連絡にあたる。</p>	<p>本会役員の任務は次のとおりとする。</p> <p>1、会長は本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。</p> <p><u>3、庶務は本会の記録、資料の作成・保管を行う。</u></p> <p>4、会計は本会の会計事務一切を処理する。</p> <p>5、監事は本会の会計一切を監査する。</p> <p>6、理事は会務の一部を受け持ち、その運営に当たる。</p> <p>(抹消)</p>	<p>文言整理 実態に応じた組織体制を構築するため</p> <p>項目追加</p>
<p>第9条</p>	<p>本会役員の任期は1年とする。但し補欠による場合は前任者の残任期間とする。<u>全て再任は妨げないが重任は之を認めない。</u></p>	<p><u>第7条</u> 本会役員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。但し補欠による場合は前任者の残任期間とする。</p>	<p>実態に応じた組織体制を構築するため</p>
<p>第10条</p>	<p>本会は年1回総会を開く。但し必要ある場合は臨時に之を開くことができる。総会に於ては会計、会務の承認、役員選出、会則改正その他、本会目的達成に必要と認められる事項の決議を行う。決議権は正会員のみ之を認める。役員会</p>	<p><u>第9条</u> <u>本会に必要な事項については、役員会の承認を必要とする。役員会は必要に応じて会長が招集する。</u> <u>本会は、臨時に総会を開くことができる。決議権は正会員と賛助会員が持つ。</u></p>	<p>実態に応じた組織体制を構築するため</p>

	は必要に応じて会長が之を招集する。		
第 11 条	本会経費は、会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。	第 10 条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。	文言整理
第 12 条	本会の会費は 1 人 200 円とし入会と同時に之を納める。但し正会員のみ之を納める。	第 11 条 本会の会費は、別途定めることとし、入会と同時に納める。	卒業記念品の卒業証書筒の価格高騰により、今後とも会費の変更が見込まれるため。
第 13 条	1、本会は基本金として年々前条による金額を積立て経常費はこの年の収入を上回り使用してはならない。 1、本会の財産は会長名義を以つて之を保管し、現金は総会の決議により <u>確実な銀行及び郵便局に預け入れる。</u> 1、本会の基本金を臨時に使用することが生じた場合は本会の会の運営を妨げない限り <u>評議員の承認を得て使用することが出来る。</u>	第 12 条 (抹消) 本会の財産は、 <u>会長名義の口座により保管し、本会の目的を達成するため、その範囲内で会長の承認を得て使用することができる。</u>	内容の整理
第 14 条	本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に初まり同年 12 月 31 日を以つて終る。	第 13 条 本会の会計年度は、 <u>毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</u>	学校、PTA の会計年度と合わせるため
第 15 条	本会々則の変更は総会に於て出席会員の 3 分の	第 16 条 本会会則の変更は、 <u>総会に出席した会員の 3 分</u>	文言整理

	2以上の同意がなければこれを行うことが出来ない。	の2以上の同意がなければこれを行うことができない。	
第16条	本会則は昭和29年1月11日より実施する。		附則に移動

附 則

第17条	本会々則に基づき第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条の条項については本会の運営上必要な事項を細則に定めるものとする。	(削除)	第9条に包括されるため
第18条	細則は評議員会に於て出席者数の半数以上の同意を得て定め、又は改正することができる。	(削除)	会則変更に即した削除

附 則

		本会則は、昭和29年1月11日より実施する。	第16条から移動
(蒲生野中学校同窓会々則の一部を改正) 1、この会則は昭和37年1月1日より実施する。		この会則は、昭和37年1月1日より実施する。	文言整理
		この会則は、令和6年5月18日より実施する。	追加

		当面、総会の開催案内と結果報告は学校ホームページにより行う。	追加(事務連絡)
		本会の会費は、令和6年度より当面500円とする。	追加(事務連絡)